

課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業  
(実社会対応プログラム)

# 研究成果報告書

「雇用確保に向けられた労働法及び倒産法における規制改革の現状と課題」

研究代表者： 池田 悠

(北海道大学 大学院法学研究科 准教授)

研究期間： 平成 25 年度～27 年度

## 1. 研究基本情報

課題(研究領域)名	規制改革の評価分析
研究テーマ名	雇用確保に向けられた労働法及び倒産法における規制改革の現状と課題
責任機関名	北海道大学
研究代表者(氏名・所属部署・役職)	池田悠・大学院法学研究科・准教授
研究期間	平成 25 年度 ～ 平成 27 年度
委託費	平成 25 年度 2,475,000 円
	平成 26 年度 4,950,000 円
	平成 27 年度 2,475,000 円
	平成 年度 円

## 2. 研究の目的

バブル経済崩壊後の 20 年間にわが国の直面した状況から、景気の後退、産業構造・需給構造・人口構造の変化、国家政策の変更、経営者の不正あるいは単純な経営判断の失敗により、使用者は容易にその存続を脅かされることが明らかとなった。そこで、有期労働や派遣労働など非正社員の労働関係で典型的に見られるように、この 20 年間のわが国における労働法の規制改革は、使用者の存続が脅かされる中でも雇用機会を最大限に確保しつつ、労働者保護との均衡点を探るために繰り返された試行錯誤の積み重ねとなった。もっとも、この観点から実施された労働法の規制改革は、伝統的な日本型雇用システムの担い手であり、厳格な雇用保障を享受する正社員像そのものに踏み込んだものではない。むしろ、日本型雇用システムにおける正社員像は、解雇権濫用法理（労働契約法 16 条）や就業規則法理（労働契約法 7 条、9 条、10 条）の成文化によって、ここ 20 年間にかえって固定化された側面を否定しがたい。ところが、最近、有期契約労働者の無期転換制度が導入されたほか、これまで固定的・画一的であった正社員像を改め、勤務地限定正社員や職種限定正社員、短時間正社員など、正社員像そのものを多様化させるべきとする規制改革の論議が注目を集めている。

他方、わが国の倒産法制においても、バブル経済崩壊後の長期不況を契機にして規制改革の必要性が認知され、10 年にも満たない僅かな期間に、制定以来の抜本的法改正が立て続けに行われた。ここでは、和議法に代わる民事再生法制定及び会社更生法改正を通じた再建型倒産手続の整備によって、清算を中心とした従来の倒産法秩序から、再建を積極的に促進する新たな倒産法秩序への転換が顕著に方向づけられている。そして、倒産法が積極的に再建を促進する体制へと転換したのは、雇用機会の喪失など社会経済的な損失の回避にあると説明されている。また、最近では、再建を重視する倒産法の規制改革から 10 年近くが経過したことを受け、一連の倒産法改正を分析・評価して、再度の規制改革を目指す動きが俄かに勢いを増している。

このように、労働法と倒産法とは、いずれもバブル経済崩壊後に見直しを迫られた結果、窮境に陥った使用者における雇用機会の確保を直接・間接の目的にして、規制が改革されてきた点において共通している。しかしながら、これまでは両者が共通の目的を有する規制改革として捉えられてこなかったため、倒産法と労働法の規制改革は相互に関連しない問題であり、むしろ労働者保護の見地からは相対立する法規制としてさえ認識されてきた。結果として、雇用機会の確保に向けた労働法の規制改革は、清算回避に向けて利益状況の変動を伴う再建型倒産手続でのみ規制を緩和させるような、倒産手続を利用した段階的規制を採用していない。そこで、本研究においては、雇用機会の確保という視点から、バブル経済崩壊後の 20 年間にわたる

労働法・倒産法双方の規制改革の状況を分析し、実務的知見を交えつつ、その社会経済的な影響を考察し、今後の規制改革に向けた試論や示唆の提供を目指す。

### 3. 研究の概要（研究プロジェクトチームの体制についても記述）

本研究では、次のように課題が設定される。

第1に、わが国では、賃金・労働時間、勤務地や担当職務などの労働条件の柔軟な変更を受け入れるよう義務づけられる一方で、厳格な解雇規制によって安定した雇用を確保できるという正社員像を中核に据えて規制改革が実施されてきた。そのため、倒産手続という窮境に陥った使用者における雇用機会の確保において、従来型の正社員像が及ぼす影響を、特に労働条件変更の柔軟性に着目しつつ、実務的知見を交えて検討する。

第2に、近年の倒産法改正によって整備された再建型倒産手続において、雇用機会の確保が、いかなる規範を根拠に（労働法なのか、倒産法なのか）、いかなる担い手によって（管財人や再生債務者なのか、裁判所なのか、労働者代表なのか）、また、いかなる手法によって実現されているか、特に債権者・スポンサーとの関係や雇用機会を確保されない労働者との関係など、利害関係者間での損失分配に着目しつつ、実務的知見を交えて検討する。

このように、本研究は、雇用機会の確保という観点から、労働法制と倒産法制における規制改革の及ぼした影響を横断的に考察するため、分野横断的で正確な理解が必然的に求められる上、必要に応じて外国法に関する幅広い分野の正確な理解も求められる。研究代表者は、比較法的考察を通じて倒産手続下での労働者の取扱いを専門的に研究している第一人者であり、その過程で、前提的な理解となる日本型雇用システムの研究にも取り組んでいる。また、本研究を進めるに当たっては、労働法制あるいは倒産法制にかかる専門的知見を有する第一線の実務者を集め、実務的知見の提供を受けることが不可欠である。具体的には、労働法制に関しては、第一東京弁護士会の労働法部会の中心メンバーである木下潮音弁護士、日本労働弁護団の中心メンバーである徳住堅治弁護士の協力を得る。また、倒産法制に関しては、第一東京弁護士会の倒産法部会の中心メンバーである服部明人弁護士や森倫洋弁護士の協力を得る。

### 4. 研究成果及びそれがもたらす効果

本研究は、研究代表者と実務者が既存の研究会や共著書の執筆を通じて培ってきた問題関心を元に、これまでの規制改革を労働者の雇用機会の確保という視点から分析し、影響を考察することによって、現在の労働法・倒産法双方で喫緊の課題として検討が進められている再度の規制改革に向けた試論の提示を目的としている。そこで、研究成果は、労働法関係のみならず倒産法関係に対しても、また、研究のみならず実務に対しても広く公表・還元し、今後の議論を喚起できるものとなるよう留意した。具体的には、研究の過程において、研究代表者・実務者双方が参与する「倒産労働法研究会」を定期的開催し、研究代表者・実務者のみならず国内外の多様な関係者（研究者・実務者）を研究会に招聘することで、問題状況を参加者間で共有しつつ、研究会での議論を通じて一定の成果が得られた時点で、広く講読されている法律一般誌・労働法専門誌、あるいは、オンラインでも容易にアクセスできる研究代表者所属研究機関発行の紀要（北海道大学法学論集）において、随時、成果として公表を行ってきた。

そして、本研究を通じて、以下のような成果がもたらされた。第1に、使用者の存続が脅かされる究極の事態として倒産手続があり、倒産法の規制改革でも雇用機会の確保を目的とする再建

型倒産手続が重視される中で、雇用機会の確保が実現される過程を明らかにした。第2に、窮境に陥った使用者における雇用機会の確保を考察する本研究課題の前提的考察として、日本型雇用システムを構築する規範相互の関係を精緻化した。第3に、昨今、労働法上の規制改革によってもたらされている正社員像の多様化や非正社員の増加・基幹化が、倒産手続下での事業活動の継続に及ぼす影響を考察した。第4に、アメリカ法及び韓国法と比較することにより、窮境に陥った使用者における雇用機会の確保に際して、利益状況の変動に合わせた規制改革の可能性を模索するモデルの提供を目指した。第5に、本研究に基づく成果を広く学界に還元し、さらには問題状況を社会的に共有するための機会として、研究代表者及び一部の実務者が参与する形で、日本労働法学会第130回大会にてシンポジウムを開催し、報告した。

## 【研究成果の発表状況】

### (1) 論文

1. 池田悠「会社更生手続下でなされた更生管財人ディレクターらの発言にかかる不当労働行為の成否—日本航空（更生管財人ディレクター等発言）事件（東京地判平成26・8・28別中労時1469号31頁）について」中央労働時報1191号（2015年）16頁～24頁 [査読なし]
2. 池田悠「会社更生手続における整理解雇の効力」新・判例解説Watch（2015年）16号295頁～298頁 [査読なし]
3. 池田悠「解雇と雇止め」日本労働研究雑誌657号（2015年）80頁～81頁 [査読なし]
4. 池田悠「倒産手続下での労働者代表の関与—現行法の状況と改正に向けた課題—」北大法学論集65巻6号（2015年）1647頁～1674頁 [査読なし]
5. 池田悠「正社員の多元化をめぐる課題—労働法の視点から」日本労働研究雑誌655号（2015年）24頁～33頁 [査読なし]
6. 池田悠「労働契約法の性格」法学教室413号（2015年）19頁～23頁 [査読なし]
7. 池田悠「退職勧奨に応じなかった労働者に対する出向命令の可否」季刊労働法247号（2014年）160頁～169頁 [査読なし]
8. 池田悠「会社更生手続下でなされた整理解雇の有効性—日本航空（整理解雇）事件控訴審判決」NBL1032号（2014年）25頁～33頁 [査読なし]
9. 池田悠「書評 毛塚勝利編『事業再構築における労働法の役割』」日本労働研究雑誌649号（2014年）99頁～101頁 [査読なし]
10. 池田悠「年次有給休暇の権利の発生要件における「全労働日」と解雇無効期間—八千代交通事件」ジュリスト1466号（2014年）230頁～231頁 [査読なし]

### (2) 著作物

11. 池田悠「労働契約法19条」荒木尚志編『有期雇用法制ベーシックス』（有斐閣、2014年）69頁～99頁・総頁数248頁 [査読なし]
12. 池田悠「有期労働契約の中途解約と破産手続下での取扱い」労働問題リサーチセンター『企

業行動の変化と労働法政策の課題』61頁～75頁・総頁数404頁（労働問題リサーチセンター、2014年）〔査読なし〕

13. 池田悠「倒産労働法」土田道夫＝山川隆一編『新・法律学の争点シリーズ7 労働法の争点』（有斐閣、2014年）256頁～257頁・総頁数260頁〔査読なし〕
14. 池田悠「整理解雇、労働条件の変更」園尾隆司＝多比羅誠編『倒産法の判例・実務・改正提言』（弘文堂、2014年）411頁～434頁・総頁数605頁〔査読なし〕

（3）講演（学会発表を含む）

池田悠「正社員の多元化をめぐる課題—労働法の視点から」2014年労働政策研究会議パネルディスカッション『正社員の多元化をめぐる課題』学習院大学・東京都新宿区（2014年6月28日）

池田悠「再建型企業倒産時の労働関係法理」ソウル大学校労働法研究会2014年2月定期セミナー、ソウル大学校（韓国）・ソウル（2014年2月15日）

（4）その他（本事業で主催したシンポジウム等）

【第11回倒産労働法研究会】日時：2015年9月25日（金）午後4時～7時／場所：慶應義塾大学三田キャンパス南館11階会議室、報告：池田悠（北海道大学・准教授）「日本航空（更生管財人・不当労働行為）事件・東京高判平成27・6・18判例集未登載（LEX/DB文献番号：25540663）の検討」

【第10回倒産労働法研究会】日時：2015年7月4日（土）午後3時～6時／場所：北海道大学札幌キャンパス・法学部403研究会室、報告：(1) 木下潮音（第一芙蓉法律事務所・弁護士）「限定正社員の労働条件変更と解雇法理」(2) 池田悠（北海道大学・准教授）「倒産手続下での不当労働行為救済手続の取扱い」

【第9回倒産労働法研究会（韓国訪問調査事前勉強会）】日時：2015年4月20日（月）午後4時～7時／場所：慶應義塾大学三田キャンパス南館11階会議室、報告：(1) 金炳学（福島大学・准教授）「韓国の再建型倒産法制の概要」(2) 朴孝淑（東京大学・特任助教）「韓国の労働条件不利益変更法理及び解雇権濫用法理の概要」

【第8回倒産労働法研究会】日時：2015年3月7日（土）午後4時～6時／場所：沖縄弁護士会4階会議室、報告：池田悠（北海道大学・准教授）「日本航空（更生管財人・不当労働行為）事件・東京地判平成26年8月28日別冊中央労働時報1469号31頁（LEX/DB文献番号：25504672）の検討」

【第7回倒産労働法研究会】日時：2015年1月24日（土）午後4時～7時／場所：同志社大学今出川キャンパス至誠館30番教室、報告：(1) 土田道夫（同志社大学・教授）「M&Aと労働関係への影響」(2) 池田悠（北海道大学・准教授）「倒産手続下での労働者代表の関与—現行法の状況と改正に向けた課題」

【第6回倒産労働法研究会】日時：2015年1月9日（金）午後5時～7時／場所：慶應義塾大学三田キャンパス南館11階会議室、報告：上江洲純子（沖縄国際大学・准教授）「管財人又は再生債務者の解除権から考える整理解雇」

- 【第5回倒産労働法研究会】日時：2014年10月14日（火）午後5時～7時／場所：慶應義塾大学三田キャンパス南館11階会議室、報告：森戸英幸（慶應義塾大学教授）「企業倒産と企業年金の受給権—米国PBGCの支払保証制度に関する検討を踏まえて」
- 【第4回倒産労働法研究会】日時：2014年7月12日（土）午後2時～6時／場所：北海道大学札幌キャンパス法学部403研究会室、報告：(1) 文聖昊（韓国・ソウル南部地方裁判所・判事）「双龍自動車事件ソウル高裁判決の検討」(2) 池田悠（北海道大学・准教授）「日本航空（整理解雇）事件東京高裁判決の検討」
- 【第3回倒産労働法研究会】日時：2014年4月14日（月）午後4時～7時／場所：慶應義塾大学三田キャンパス南館11階会議室、報告：(1) 中島弘雅（慶應義塾大学・教授）「再建型倒産手続と整理解雇法理」(2) 池田悠（北海道大学・准教授）「有期契約労働者の中途解約と破産手続下での処遇」
- 【第2回倒産労働法研究会】 日程：2014年2月27日（木）時間：午後1時～4時／場所：東京大学本郷キャンパス法学部3号館203室、報告：(1) 崔 碩桓（韓国・明知大学法科大学校・助教授）「韓国における労働力調整法理の現状—会社分割時の労働契約の承継を中心に—」(2) 池田悠（北海道大学・准教授）「韓国事前調査の報告」
- 【第1回倒産労働法研究会】 日程：2014年1月20日（月）時間：午前11時～午後1時／場所：慶應義塾大学三田キャンパス南館11階会議室、議題：研究の趣旨説明、顔合わせ、来年度以降のスケジュール調整等